６．土地の譲渡に伴う資本金の減少

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 職員宿舎用地の一部 |
| 帳簿価額 | 0千円 |
| 面　　積 | 15,939㎡ |
| 所 在 地 | 北海道旭川市緑が丘２条３丁目 |
| 譲渡理由 | 遊休資産整理のため |
| 譲渡収入の額 | 5,038千円 |
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額 | 1,268千円 |
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額 | 1,885千円 |
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日 | 令和８年３月31日 |
| 減 資 額 | 237,838千円 |

Ⅲ．損益計算書

１．当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

| | |
|---|---|
| 附属病院に関する借入金の元金償還額 | 1,025,517千円 |
| 当該借入金により取得した資産の減価償却費 | 406,498千円 |
| 当期総利益に与える影響額（差引き） | 619,019千円 |

２．その他臨時損失の内訳

| | |
|---|---|
| 過年度収益の訂正によるもの | 1,834千円 |
| 民事上の紛争に係る和解金の支払い | 18,100千円 |
| 損害賠償金の支払い | 266,716千円 |

３．その他臨時利益の内訳

| | |
|---|---|
| 過年度費用の修正によるもの | 1,892千円 |
| 損害賠償金の支払いに係る保険金収入 | 266,616千円 |
| 上記損害賠償請求事件に係る弁護士報酬等の支払いに係る保険金収入 | 25,548千円 |

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目との関係

資金の期末残高は貸借対照表における現金及び預金と合致しております。

| | |
|---|---|
| 現金及び預金 | 6,495,508千円 |
| 資金期末残高 | 6,495,508千円 |

２．重要な非資金取引

| | |
|---|---|
| ⑴　ファイナンス・リースによる資産の取得 | 673,334千円 |
| ⑵　現物寄附による資産の取得 | 3,431千円 |

Ⅴ．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

１．業務費用

| | | |
|---|---|---|
| ⑴　損益計算書上の費用 | 34,070,294千円 | |
| ⑵　（控除）自己収入等 | △ 28,708,932千円 | |
| 業務費用合計 | | 5,361,362千円 |

２．資本剰余金を減額したコスト等　△ 551,459千円

３．機会費用

| | | |
|---|---|---|
| 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 | ―千円 | |
| 政府出資の機会費用 | 28,835千円 | |
| 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用 | ―千円 | 28,835千円 |

４．（控除）国庫納付額　―千円

５．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　4,838,737千円

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは、「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しております。

Ⅵ．減損会計関係

１．減損を認識した固定資産

該当事項はありません。

２．減損の兆候が認められた固定資産

| | |
|---|---|
| 用　　途 | 動物実験施設Ｄ棟 |
| 種　　類 | 建物 |
| 場　　所 | 北海道旭川市緑が丘東２条１丁目 |
| 帳 簿 価 額 | 1,288千円 |
| 概　　要 | 当初の用途による利用について、休止を決定しております。 |
| 減損を認識しない根拠 | 用途を変更した活用に向けて検討を行っているため、減損を認識しておりません。 |

３．翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産

該当事項はありません。

Ⅶ．資産除去債務関係

⑴　資産除去債務の概要

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく焼却炉のダイオキシン除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している建物及び工具器具備品の放射線の除去義務、石綿障害予防規則等に基づく職員宿舎等のアスベスト除去義務であります。